

平成 30 年 1 月

遊佐町農業委員会第 10 回総会議事録

1. 開催日程 平成 30 年 1 月 25 日（木） 午後 2 時 00 分～午後 3 時 10 分
2. 場 所 遊佐町役場 1 階 議事所
3. 会議に付した議案
 - 報告事項 1 解約について
 - 報告事項 2 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
 - 報告事項 3 賃借料の変更通知書の受理について
 - 報告事項 4 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の訂正について

 - 議第 60 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について
 - 議第 61 号 非農地証明願いについて
 - 議第 62 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について
 - 議第 63 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の取消について
 - 議第 64 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について

4. 出席委員 (16 名中 13 名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	齋藤 誠喜	2	鈴木 寿一	3	渡会 健	4	鈴木 一弥
5	高橋 正樹			7	菅原 幸男	8	菅原 寛志
				11	榊原 一男	12	土門健太郎
13	荒生あや子	14	菅原 善悦	15	佐藤 重一	16	佐藤 充

5. 欠席委員 (3 名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
6	川俣 義昭	9	今野 一彦	10	伊原ひとみ		

6. 出席農地利用最適化推進委員 (4 名中 2 名)

地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名
遊佐	大谷 進一	蕨岡	池田 龍介				

7. 欠席農地利用最適化推進委員 (2 名)

地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名
南西部	今井 彰	北部	高橋 正人				

8. 事務局出席者 (3 名)

佐藤廉造事務局長、太田英敦係長、伊藤歩美主事

9. 関係機関・団体等その他出席した者 (0 名 なし)

10. 会議の概要

事務局長	定刻になりましたので遊佐町農業委員会 1 月定例会を開催します。 はじめに、本日の出欠状況の報告を荒生懲罰委員長よりお願いします。 (13 番荒生あや子委員が挙手し、議長が指名する)
13 番荒生あや子委員	本日の出欠状況について報告いたします。 欠席委員 3 名、出席委員 13 名で過半数の委員が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会は成立しております。 なお、農地利用最適化推進委員は 2 名欠席で 2 名出席しております。 以上報告を終わります。
事務局長	ありがとうございました。続きまして、総会開催にあたり、会長よりご挨拶をお願いします。
会長	皆さん、あけましておめでとうございます。今年もよろしくお願ひいたします。 20 日が大寒ということで一段と寒さが厳しくなってきました。風邪、インフルエンザが流行しているようですので、体調には十分気を付けていきましょう。 今年度で国の減反政策も終わり、来年度から生産の目安が変わるわけですが、これまでは生産目標に達するために受委託し、飼料用米や大豆等作付してきた人もいるわけですが、最近、農協から聞いた情報では受委託をやめるケースが中山間部の方で出てきたということです。特に、これから高齢化が進んでいく中で、増えていくことが考えられるということでした。耕作放棄地が増えないことを願っております。 先のことは分かりませんが、米価の値下がりを守るためには、他の市町村と協力し、生産の目安に協力していかなければならないのかなと私は思います。 それでは、総会に提出されました全議案に対し、慎重審議よろしくお願ひいたします。
事務局長	ありがとうございました。 それでは、会議の議長は遊佐町農業委員会 会議規則第 4 条の規定により、会長があたることになっておりますので、佐藤会長より議長をお願いします。
議長	それでは、議事に入る前に、会議規則第 13 条の規程による、議事録署名人の選任を行います。 恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。 〈異議なしの声〉 では 15 番佐藤重一会長代理、1 番齋藤誠喜委員にお願いします。 なお、書記は、事務局の伊藤主事を指名します。それでは、総会次第に基づき進行いたします。 始めに、報告事項について、事務局より説明願ひます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局長	(報告事項、朗読説明)
議長	事務局より補足説明願ひます。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	ご説明いたします。

報告事項 1. 解約について

番号 20 計 1 筆、174 m²

解約の事由は、高速道路用地の収用のためです。

番号 21 計 1 筆、595 m²

解約の事由は、高速道路用地の収用のためです。

報告事項 2. 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について合計 10 件、すべて農地法第 3 条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。

番号 59 計 9 筆、20,965 m²

番号 60 計 5 筆、33,923 m²

番号 61 計 1 筆、2,123 m²

番号 62 計 2 筆、2,988 m²

番号 63 計 3 筆、755 m²

番号 64 計 4 筆、3,117 m²

番号 65 計 6 筆、10,601 m²

番号 66 計 12 筆、5,828 m²、

番号 67 計 8 筆、9,280 m²

番号 68 計 6 筆、19,919 m²

以上 10 件、全て相続による所有権の取得です。

続きまして、報告事項 3. 賃借料の変更通知書の受理について

番号 17 計 3 筆、18,038 m²

単価を 10a あたり、1 筆を 20,000 円から 19,000 円に、2 筆を 23,000 円から 19,000 円に変更します。

番号 18-1、18-2 は農地中間管理機構を通じた契約です。

計 2 筆、1,170 m²

単価を 10a あたり 17,000 円から 3,000 円に変更します。

次の番号 19 から番号 23 までは、高速道路用地の収用に関連して賃借料変更を行うものです。収用の結果、以前よりも耕作が不便になったりしたため、賃借料の見直しについて借人から提案があり、それに貸人が同意したものとなります。

なお、高速道路用地に関係しない部分についても併せて見直しをしているものもあります。

番号 19 計 1 筆、2,102 m²

単価を 10a あたり 20,000 円から 17,000 円に変更します。

番号 20-1、20-2 は農地利用集積円滑化団体を通じた契約です。

計 4 筆、892 m²

単価を 10a あたり 19,000 円から 17,000 円に変更します。

番号 21 計 4 筆、6,206 m²

単価を 10a あたり 20,000 円から 19,000 円に変更します。

番号 22 計 6 筆、3,624 m²

単価を 10a あたり 23,200 円から 17,000 円に変更します。

番号 23 計 6 筆、1,914 m²

単価を 10a あたり 21,000 円から 17,000 円に変更します。

続きまして、報告事項 4. 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の訂正について、説明いたします。

件数は 3 件で、いずれも先月の平成 29 年度第 9 回農業委員会総会、議

	<p>第 55 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、(2) 利用権設定についての訂正となります。</p> <p>番号 76 についての訂正箇所は「大字」名の訂正です。総会議案書 8 頁の「土地の表示」をご覧ください。上が訂正前、下が訂正後となります。</p> <p>番号 79 の訂正箇所は、「契約年数及び始期・終期」と「土地の表示」、「(10a 当たり) 賃借料 (円)」、「経営面積」です。</p> <p>番号 79 の契約については、本来は今月総会で更新を行うものでした。前回の更新は平成 27 年 1 月総会で、期間は 3 年、終期は平成 30 年の 1 月 31 日として利用権が設定されました。その後、平成 28 年 6 月総会で全 8 筆中 7 筆の賃借料変更があり、その際に終期の入力を誤り、終期を平成 29 年 12 月 31 日に設定したため、訂正前にあるような状態で、12 月総会で更新を行ってしまいました。</p> <p>また 2 ヶ月後の平成 28 年 8 月総会でも残りの 1 筆の賃借料変更を行い、その際も終期の入力誤りがありました。終期は「平成 33 年 1 月 31 日」に設定されていました。</p> <p>以上 2 つの誤りの訂正を行ったものが、9 頁の《訂正後》になります。</p> <p>期間は 3 年ということでは《訂正前》と同じですが、始期と終期が訂正されています。また《訂正後》は、前述した 1 筆を追加したかたちとなっており、その賃借料は 16,500 円です。またこれにより経営面積もそれぞれ変化しております。</p> <p>続いて、番号 80 について説明します。</p> <p>これも番号 79 と同じく、終期の入力誤りが原因の「契約年数及び始期・終期」の訂正です。番号 79 と同様に、始期と終期が訂正されています。</p> <p>また、番号 79 に 1 筆追加したことでこちらの経営面積も同じ貸人と借人のため変更されています。</p> <p>本来は、平成 27 年 1 月総会で設定した終期は「平成 30 年 1 月 31 日」で、今月総会で更新すべきものでしたが、平成 28 年 6 月総会の賃借料変更の際の入力誤りにより、終期が平成 29 年の 12 月末に設定されてしまい、12 月総会で更新を行ってしまったものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいまの報告事項について、何か質問・意見等はありませんか。</p> <p>(質問、意見無し)</p> <p>無いようですので以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。</p> <p>議第 60 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	<p>(議案書、朗読説明)</p>
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>ご説明いたします。審査基準書は 1 頁をご覧ください。</p> <p>農地法第 18 条第 1 項第 2 号、農地の引き渡し期限前、6 箇月以内に成立した合意解約が書面で明らかなため、通知の受理のみで足りる内容になっております。</p> <p>個別に説明させていただきます。</p> <p>番号 47 計 1 筆、3,131 m²</p>

	<p>解約の事由は、所有権移転のためです。議第 64 号(1)番号 13 で所有権移転の予定です。</p> <p>番号 48-1、48-2 は農地中間管理機構を通じた契約の解除です。 計 1 筆、2,281 m²</p> <p>解約の事由は、第三者に利用権設定のためです。議第 64 号(2)利用権設定 番号 172 で利用権設定の予定です。</p> <p>番号 49 計 2 筆、1,542 m²</p> <p>解約の事由は、他の契約と更新時期を揃えるためです。この土地は 3 月に賃貸借契約を更新予定でしたが、今月にも貸人は更新の土地があり、それと同時に利用権設定を行った方が来庁の手間が省けるため今回解約することとなりました。議第 64 号(2)番号 176 で、他の土地も含めて利用権設定の予定です。</p> <p>番号 50 から 62 までは、国土交通省による高速道路用地収用による解約です。</p> <p>番号 50 計 2 筆、1,012 m² 番号 51 計 3 筆、1,983 m² 番号 52 計 2 筆、505 m² 番号 53 計 2 筆、1,269 m² 番号 54 計 1 筆、837 m²</p> <p>番号 55-1、55-2 は農地利用集積円滑化団体を介した契約です。 計 2 筆、1,709 m²</p> <p>番号 56 計 3 筆、2,064 m² 番号 57 計 1 筆、806 m²</p> <p>番号 58-1、58-2 は農地利用集積円滑化団体を介した契約です。 計 1 筆、671 m²</p> <p>番号 59 計 3 筆、1,325 m² 番号 60 計 1 筆、159 m² 番号 61 計 1 筆、236 m² 番号 62 計 3 筆、1,984 m²</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>はじめに番号 48-1、48-2 から審議いたします。</p> <p>この件につきましては、私に関する案件ですので、ここで佐藤重一会長代理と議長を交代いたします。</p> <p>(会長と会長代理 議長を交代)</p>
議長 (15 番佐藤重一委員)	<p>それでは、暫時の間、議長を務めますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>番号 48-1、48-2 について審議いたしますが、会長は一時退席をお願いいたします。</p> <p>(16 番佐藤 充会長 退席)</p> <p>それでは質疑に入ります。番号 48-1、48-2 について、何か質問、意見等がございますか。</p> <p>(8 番菅原寛志委員が挙手し、議長が指名する)</p>
8 番菅原寛志委員	<p>中間管理機構に集積してあるのを抜いて、新たに担い手の方と受委託を結ぶということですか。</p>
議長 (15 番佐藤重一委員)	<p>事務局、説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>この件については特殊な事情がありまして、登記上の所有者と事実上の所有者が違うということで、昔、親族間で取り決めがあったらしく、本家</p>

	<p>からもらったということでしたが、事実上の所有者は農地を所有していないので登記名義を変えることができません。登記上の所有者は他の田んぼと併せ農地中間管理機構に出していましたが、賃借料はすべて登記上の所有者に機構から振り込まれることになり、当事者間で分けなければならない状況になっておりました。それが事実上の所有者にとっては都合が悪いということで、解約して新たな担い手に結びつけた形となっています。</p>
8 菅原寛志委員	<p>以前も中間管理機構と解約という事例はあったと思います。10年の期間の制約があったと思いますが、それと協力金の返還の関係はどうなっていますでしょうか。</p>
事務局	<p>耕作者集積協力金を、機構と結ぶ前に耕作していた方がもらっていたので、解約する土地の分だけ返還しなければなりません、了承済みです。</p>
8 菅原寛志委員	<p>契約期間内に解約すれば、返還しなければならないということですか。</p>
事務局	<p>担当が農業振興係ですが、発生するようでした。</p>
議長 (15 番佐藤重一委員)	<p>その他、何か質問、意見等ありませんか。 (質問、意見なし)</p> <p>無いようですので、お諮りします。 議第 60 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理についての番号 48-1、48-2 について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手願います。 (在席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 60 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理についての番号 48-1、48-2 について、原案のとおり受理することに決定いたします。 佐藤会長は着席願います。 (16 番佐藤 充会長 着席)</p> <p>議長を交代いたします。 (会長代理と会長 議長を交代)</p>
議長	<p>それでは、ただいま議決いただきました番号 48-1、48-2 以外の案件につきまして質疑を行います。何か質問・意見等ございませんか。 (質問、意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。 議第 60 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 60 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理についての番号 48-1、48-2 以外の案件について、原案のとおり受理することに決定いたします。 次に、議第 61 号 非農地証明願いについて、事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	<p>(議案書、朗読説明)</p>
議長	<p>事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。審査基準書は 4 頁をご覧ください。 番号 9 計 1 筆、106 m² 申請地は、昭和 60 年頃から駐車場として利用しており、以来 30 年以上経過しております。 申請地の南側にお住まいの方がおられますが、この駐車場を通らないと</p>

	<p>道に出られないという状況でありまして、地目変更後にその方に所有権移転を行いたいという希望のようです。そのうえで、これまでどおり駐車場として貸すということのようです。</p> <p>農地に復元することが著しく困難で、復元しても農地として継続利用ができない状況です。現況非農地として証明してよろしいかご審議いただきたいと思ひます。</p> <p>19日に齋藤土地専門部会長、今野副部会長、渡会 健委員、大谷推進委員の4名で現地調査を行っておりますので、後ほど報告をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは番号9について、1番齋藤土地専門部会長より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(1番齋藤誠喜委員が挙手し、議長が指名する)</p>
1番齋藤誠喜委員	<p>19日に現地調査を行ないました。基準書の位置図ですが、道路から少し入ったところに駐車場があります。碎石が敷かれてありまして隣接した土地と一体となって駐車場となっております。農地に復元するのは著しく困難だという状況でありました。非農地にするのが適当ではないかと思ひてまいりました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは3番渡会 健委員より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(3番渡会 健委員が挙手し、議長が指名する)</p>
3番渡会 健委員	<p>同じく19日に確認させていただきました。部会長がお話ししたとおり、許可相当と現地を見てまいりました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に大谷推進委員より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(大谷進一推進委員が挙手し、議長が指名する)</p>
	<p>私も同様に、非農地として適当と思ひます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいまの議案の事務局説明、現地調査委員からの説明について、発言のある方は挙手願ひます。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>それでは、ここで質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第61号 非農地証明願ひについて、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願ひます。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第61号 非農地証明願ひについて、原案のとおり現況非農地として証明することに決定いたします。</p> <p>次に、議第62号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	<p>(議案書、朗読説明)</p>
議長	<p>事務局より補足説明願ひます。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。審査基準書は6頁をご覧ください。</p> <p>農地法第3条による使用貸借権設定許可申請で、第3条第2項の各号に</p>

	<p>掲げる効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件には該当しないと考えます。</p> <p>今回の申請は 2 件とも新規に設定です。期間は 10 年、貸人が父、借人が子となります。住居地においても同様の申請を行っているとのことでした。</p> <p>番号 30 計 1 筆、734 m²</p> <p>農業者年金の経営移譲年金を受給するため設定するとのことでした。新規に設定のため、伊原委員から現地調査を行っていただきました。現在、ネギが作付されており、きちんと畑として管理されているため問題はないとのことでした。</p> <p>番号 31 計 6 筆、15,868 m²</p> <p>農業者年金受給のための申請ではありませんが、息子さんが本格的に就農するため、使用貸借権を設定したいとのことでした。こちらも新規設定でしたので、川俣委員より現地調査を行っていただきました。</p> <p>現在は何も作付されていない状態だが、きちんと田や畑として管理されている。機械の保有状況を確認しても問題はないとのことでした。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは質疑に入ります。ただいまの議案の事務局説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>それでは、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 62 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 62 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 63 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の取消について事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局、説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>この件については、先月の 12 月総会の議第 55 号(2)番号 84 でとりあげたものです。</p> <p>今回取消となった理由は、報告事項 4 で説明した件と同じく、更新時期の設定を誤ったことによります。この土地については、平成 28 年 6 月総会で利用権設定が決定となり、期間は始期が平成 28 年 7 月 1 日、終期が平成 31 年 6 月 30 日となっております。よって、本来の更新時期は平成 31 年の 6 月になります。</p> <p>それがシステムへの入力誤りによって、終期が「平成 29 年 12 月 31 日」に設定されたため、平成 29 年 12 月の更新対象となり、貸人と借人に通知を送ってしまい、12 月総会で更新を行ってしまいました。</p> <p>平成 28 年 6 月総会では、今回取消を行う土地以外にも、4 筆が同様の期間で設定されていますが、その 4 筆については正しい期間で入力されており、12 月総会の更新対象とはなっていません。よって、取り消しはシステ</p>

	<p>ム入力誤りがあったこの1筆のみとなります。 以上です。</p>
議長	<p>それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>それでは、ここで質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第63号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の取消について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第63号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の取消について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第64号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局、説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは補足説明申し上げます。審査基準書は8頁をご覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、遊佐町長から農用地利用集積計画の決定を求められております。</p> <p>内訳は、(1) 所有権移転が2件、(2) 利用権設定は新規設定が1件、再設定が11件となっております。計画の内容が審査基準に適合するかは、審査基準書をご覧ください。計画要請の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>それでは個別にご説明いたします。</p> <p>(1) 所有権移転</p> <p>番号13 計1筆、3,131㎡</p> <p>10aあたり550,000円、総額1,722,050円の売買による所有権移転となります。</p> <p>この件については、高橋正樹委員より現地調査を行っていただきましたので、後ほど報告をお願いします。</p> <p>番号14 計2筆、1,505㎡</p> <p>10aあたり約6,644円、総額10,000円の売買による所有権移転となります。売買は譲渡人の希望で、遠方在住で管理ができないため、無料でも構わないので所有権移転を希望するとのことでした。贈与で所有権移転の場合3条申請となり、登記も本人同士で行う必要があり、税の面でも基盤法による所有権移転に比べて特別控除等が無いため、売買という形で今回申請を受けることとなりました。</p> <p>この件については、川俣委員より現地調査を行っていただきました。</p> <p>金額については安いものの、事情からみて仕方がないと考えられる。また、今後は大根を作付する予定とのことだが、南の農地は土地の条件があまり良くないとのことなので、春になってから様子を見て考えたいということだった。申請地は譲受人の自宅にも近く、耕作地にも近いので、譲受</p>

	<p>人として問題はないと思われる、とのことでした。</p> <p>続いて利用権設定について説明します。審査基準書は 10 頁をご覧ください。借人はすべて認定農業者です。また、番号 172 を除いて同一人と再設定となっております。</p> <p>(2) 利用権設定</p> <p>番号 169 計 4 筆、26,300 m² 期間 は 2 年、単価は 10 a あたり 10,000 円です。</p> <p>番号 170 と 171 は期間が 4 年 3 ヶ月、単価は 19,000 円です。期間が年単位でない理由は、借人の他の契約と終期を合せたためです。</p> <p>番号 170 計 4 筆、7,130 m² 番号 171 計 5 筆、10,637 m²</p> <p>番号 172 は新規に設定です。議第 60 号 番号 48-1、48-2 で解約し、新規に利用権設定します。</p> <p>計 1 筆、2,281 m² 期間 は 5 年、物納で年に米 180kg です。</p> <p>番号 173 計 5 筆、9,251 m² 期間 は 5 年、単価は 10 a あたり 2 筆が 17,000 円で 3 筆が 13,000 円です。</p> <p>番号 174 計 3 筆、7,035 m² 期間 は 10 年、単価は 10a あたり水利費込みで 1 筆が 18,800 円で 2 筆が 23,300 円です。</p> <p>番号 175 計 1 筆、1,166 m² 期間 は 10 年、単価は 10 a あたり 21,000 円です。</p> <p>番号 176 計 4 筆、2,124 m² 期間 は 5 年、単価は 10 a あたり 13,000 円です。</p> <p>番号 177 計 1 筆、3,146 m² 期間 は 10 年、単価は 10 a あたり 17,000 円です。</p> <p>番号 178 計 2 筆、1,130 m² 期間 は 10 年、単価は 10a あたり水利費込みで 20,000 円です。</p> <p>番号 179 計 2 筆、8,780 m² 期間 は 10 年、単価は 10a あたり 19,000 円です。</p> <p>番号 180 計 4 筆、11,821 m² 期間 は 10 年、単価は 10 a あたり 17,000 円です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、(1) 所有権移転の番号 13 につきまして、5 番高橋正樹委員より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(5 番高橋正樹委員が挙手し、議長が指名する)</p>
5 番高橋正樹委員	<p>これまで、借受人がきれいに管理しておりました。このたび譲渡人が田んぼを買ってもらいたいということでしたが、借受人も買わない、別の方にも声をかけましたが断られて、今回の譲受人に行ったところ快く引き受けていただきました。譲受人は後継者もしっかりしておりますので、何ら問題ないと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>この案件につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、佐藤重一委員長より報告をお願いします。</p>

	(15 番佐藤重一委員が挙手し、議長が指名する)
15 番佐藤重一委員	1 月 19 日に、202 会議室で 7 名全委員が出席して、農地利用調整委員会を開催しましたが、全ての案件について、特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。
議長	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>はじめに、(2) 番号 170 と 171 について審議いたします。</p> <p>この件については、齋藤誠喜委員に関する案件ですので、齋藤委員は一時退席願います。</p> <p>(1 番齋藤誠喜委員 退席)</p> <p>それでは、(2) 番号 170 と 171 について、事務局からの説明に何か質問、意見等はございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第 64 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についての(2) 番号 170 と 171 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(在席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 64 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についての(2) 番号 170 と 171 について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>齋藤委員は着席願います。</p> <p>(1 番齋藤誠喜委員 着席)</p> <p>それでは、ただいま議決いただきました(2) 番号 170 と 171 以外の案件について、質疑に入ります。</p> <p>事務局からの説明と現地調査報告に対し、何か質問、意見等はございますか。</p> <p>高橋正樹委員、譲受人の後継者は何歳くらいですか。</p>
5 番高橋正樹委員	40 歳くらいです。
議長	<p>他にありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第 64 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についての(2) 番号 170 と 171 以外の案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 64 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についての(2) 番号 170 と 171 以外の案件について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>予定されておりました議事は以上ですが、他に何かございませんか。</p> <p>(委員、事務局共になし)</p> <p>無いようですので、これで 1 月の定例総会を閉会します。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>